

『障害者の雇用を希望する事業主の皆さまへ』 障害者トライアル雇用奨励金

障害者を、継続雇用へ移行することを目的にして原則3か月間の試行雇用を実施した事業主に対して助成します。労働者の適性や能力を見極め、それらを確認した上で継続雇用へ移行することができるため、障害者雇用への不安を解消することができます。

対象となる方

奨励金は、次のいずれも実施した事業主に助成します。

- (1) ハローワーク・職業紹介事業者等に障害者トライアル雇用求人を出すること。
- (2) ハローワーク・職業紹介事業者等の紹介により、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者に該当し、次のいずれかの要件を満たす方を試行雇用すること。

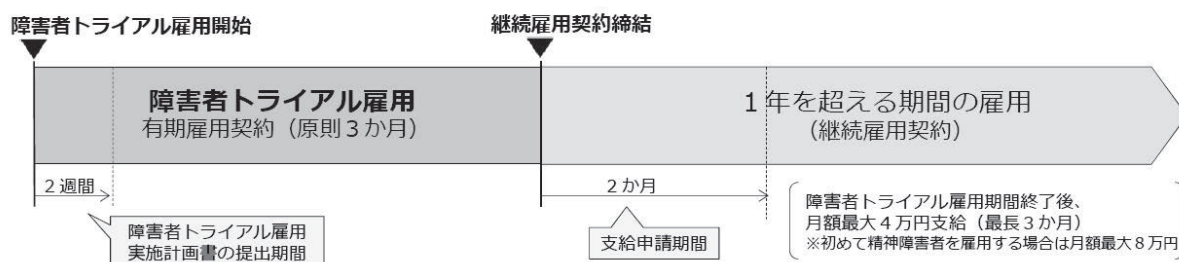
- ① 紹介日時点で、就労^{※1}経験のない職業^{※2}に就くことを希望している
 - ② 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
 - ③ 紹介日の前日時点で、離職している期間^{※3}が6か月を超えている
 - ④ 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者
- ※1 パート・アルバイトなどを含む。ただし、学校在学中のパート・アルバイトなどは除く
 ※2 「厚生労働省編職業分類」の小分類の職業の単位
 ※3 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと

支援内容

対象者1人当たり、月額4万円（最長3か月）※初めて精神障害者を雇用する場合は月額8万円

ご利用方法

- (1) 本奨励金を受給しようとする事業主は、事業所を管轄するハローワーク・職業紹介事業者等に「障害者トライアル雇用求人」を提出し、障害者トライアル雇用開始日から2週間以内に実施計画書を紹介を受けたハローワーク等に提出してください。
- (2) 障害者トライアル雇用終了日の翌日から起算して2か月以内に、事業所を管轄するハローワークまたは都道府県労働局に支給申請書を提出してください。



※奨励金の支給を受けるには、一定の要件があります。詳細はハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください

お問い合わせ先：公共職業安定所（ハローワーク）または都道府県労働局

URL（ハローワーク）：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL（労働局）：<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>